

基安化発 0403 第 4 号
平成 29 年 4 月 3 日

全国アスベスト適正処理協議会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、関係指針を公示するなど、厚生労働省では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

今般、別添のとおり関係団体に対して、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について改めて周知徹底を依頼するとともに、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] の周知を依頼しました。

個々の建築物等でこうした措置が適切に講じられるためには、関連分野における専門家による協力等が重要であることから、貴会におかれましても特段の御配意をお願いいたします。